

# アダム・スミスの社会的自由主義

——金融規制政策と所得再分配政策を中心に——

新村 聡 (岡山大学)

## 1 自由放任的自由主義と社会的自由主義

自由主義の歴史は、自由放任的自由主義と社会的自由主義の対立の歴史であった。

一般的な理解では、自由放任的自由主義は、古典的自由主義(アダム・スミス, リカードなど)と、新自由主義(ミーゼス, ハイエク, フリードマン, ノジックなど)に代表される。他方の社会的自由主義には、功利主義的自由主義(ベンサム, J.S. ミル), 英国の「新しい自由主義」(グリーン, ホブハウス, ホブソン, ベヴァレッジ, ケインズなど), 20世紀米国の自由主義(ヤング, ナイト, デューイなど), さらに1970年代以後の福祉自由主義(ロールズ, ドゥオーキン, センなど)が含まれる。

自由放任的自由主義と社会的自由主義はいずれも非常に多様な思想と理論を含むが、大きな違いとして次の3点を指摘することができるであろう。第1に、政府の経済への介入について、自由放任的自由主義は政府の介入を最小限にとどめるべきであると主張するのに対して、社会的自由主義は政府の積極的な介入を支持する。それゆえ社会的自由主義はしばしば介入的自由主義とも呼ばれる。第2は自由の理念である。自由放任的自由主義は消極的自由(～からの自由, 支配・強制・干渉の欠如)を、社会的自由主義は積極的自由(～への自由, 自己決定, 自己実現, 人格の完成, 人間能力の発達など)を基本理念とする。第3は、平等または平等主義の扱いである。自由放任的自由主義は所得の平等化に否定的であり所得再分配政策に反対するのに対して、社会的自由主義は所得の平等化を肯定し所得再分配政策を支持する。それゆえ、ロールズ以降の福祉自由主義は平等主義的自由主義とも呼ばれている。

では、アダム・スミスの自由主義はどちらのタイプであろうか。すでに述べたように、一般的な理解によれば、スミスは古典的自由主義や自由放任的自由主義の代表者とされている。実際、スミスの基本思想が自由放任的自由主義であったことはまちがいないであろう。しかし同時に、これまで多くの研究者が指摘してきたように、スミスの著作には自由放任的自由主義とは相いれない見解が多数述べられている。スミスは自由放任的自由主義の代表者であるばかりでなく、社会的自由主義の先駆者または最初の提唱者としての顔も持っているのである。本報告では、スミスの社会的自由主義について、とくに金融規制政策と所得再分配政策を中心に考察する。

## 2 金融規制政策と自由主義

スミスが『国富論』で支持している主要な金融規制政策は、少額銀行券の禁止, 選択条項の禁止, 高利の禁止の3つである。それぞれについて、スミスが政府の規制を支持する理由を検討し、金融規制政策と自由主義との関連について考えよう。

スミスが、5ポンド以下の少額銀行券の発行禁止を支持する理由は、社会の利益である。スミスは次のように述べている。「疑いもなくこのような規制は、ある点では自然的自由の侵害とみなすこともできよう。しかし少数の人の自然的自由の行使は、もしそれが全社会の安全をおびやかす恐れがあるなら、最も自由な政府であっても、最も専制的な政府の場合と同じように、政府の法律によって抑制されるし、また抑制されるべきものなのである。」（スミス『国富論』中公文庫、訳I 505、以下も同様）

スミスはこのように小額銀行券の発行禁止は、少数者の自然的自由を「社会の安全」という公共的効用のために法律で規制することであると考えていた。

同様に、選択条項を禁止する理由も社会的利益である。選択条項とは、銀行券が兌換請求されたときに即時に兌換するか兌換を延期するかを銀行家が選択できるという条項である。スミスは、選択条項付銀行券の価値が銀貨よりも約4%値下がりしたと述べている。選択条項禁止の理由は、銀行券の価値を維持するという社会的利益であった。

以上の2つと比べると、スミスが高利禁止法を支持する理由はとくに注目に値する。

スミスは、大ブリテンには、借り手に応じて3種類の異なる市場利子率があるという（表1参照）。もっとも確実な担保を持つ政府は最低の市場利子率3%で貸し付けられ、確実な担保を持つ民間私人は4~4.5%で貸し付けられている（III 559）。そして「浪費家や投機的企業家」のように確実な担保を提供できず破産の危険がある場合には、8%以上の高い市場利子率を支払う。スミスは、投機的企業家が8%以上の高金利で資金を調達した例や、資金不足に陥ったエア銀行が金利8%以上で資金を調達した例について述べている（I 478, 486）。

表1：大ブリテンのさまざまな利子率

さまざまな利子率	スミスの数値例
法定利子率(B)	8~10%
浪費家と投機的企業家の借入利子率	8%
法定利子率(A)	6%
まじめな企業家の借入利子率	4~4.5%
最低の市場利子率（政府の借入利子率）	3%

（出所：『国富論』第2編第2章と第4章から筆者作成）

スミスは、法定利子率を最低の市場利子率3%を大きく上回る水準（表1の法定利子率(B)の8~10%）に定めてはならないと述べ、その理由を次のように説明している。

「たとえば、大ブリテンの法定利子率が8または10%というように高く定められたならば、貸し付けられるはずであった貨幣の大部分は、浪費家や投機的企業家に貸し付けられてし

まうだろう。というのは、こうした高い利子を喜んで支払うのは彼らだけだからである。まじめな人々は貨幣の使用に対して、その使用から獲得できそうなもの的一部分以上は支払わないだろうから、彼らはあえて競争までして借り入れようとしないだろう。このようにして、この国の資本の大部分は、利益をめざしてそれを有利に使用する見込みが最も多い人たちの手の届かないところにおかれて、それを浪費し破壊する見込みが最も大きい人たちの手中に投げ込まれるだろう。」（I 559）

それゆえスミスは、法定利率を最低の市場利率3%をわずかに上回る水準(表1の法定利率(A)の6%)に定めるのが適切であると主張している。

「法定利率が最低の市場利率をほんの少しだけ上回って定められているところでは、まじめな人々のほうが浪費家や投機的企業家たちよりも、借り手として例外なく歓迎される。貨幣を貸し付ける人は、浪費家や投機的企業家たちから徴収しようとするのとはほぼ同じ大きさの利子をまじめな人々から得られるのだから、かれの貨幣は、前者の人々の手にあるよりも後者の人々の手にあるほうがはるかに安全なのである。こうして国の資本の大部分は、それを有利に使用する見込みが最も大きい人の手に流れ込む。」（I 559-560）

以上のスミスの説明では、2つの自由が対立している。1つは浪費家や投機的企業家が8%の高利を支払って借り入れる自由であり、もう1つはまじめな企業家が4~4.5%の適正な金利で借り入れる自由である。2つの自由の社会的帰結は異なっており、浪費家や投機的企業家は借り入れた資本を「浪費し破壊する見込みが最も大きい」のに対して、まじめな企業家は、借り入れた資本で生産的労働者を雇用し利潤を生みだして資本蓄積に寄与する。それゆえ、高利禁止法は、政府の介入によって浪費家や投機的企業家の高利借り入れの自由を抑制し、まじめな企業家の低利借り入れの自由を実現するのである。

また上記の引用文でスミスが述べているように、高利禁止法は債権者にとっても自由の侵害とはならない。もし高利が許される場合には、高利を支払うことができないまじめな企業家は金融市場から退出してしまい、債権者はまじめな企業家に貸し出すことができなくなる。これに対して、高利が法的に禁止されて適正な金利の貸借だけが許される場合には、浪費家や投機的企業家だけでなくまじめな企業家も融資を求めるので、債権者は両者を比較することが可能となり、より安全な債務者であるまじめな企業家を選択する自由を得るのである。したがって、高利禁止法は、一方でまじめな債務者に資金を借り入れる自由を与えると同時に、他方では債権者にまじめな債務者に資金を貸し出す自由を与えるものであった。高利禁止法による政府介入は自由一般を禁止するのではなく、社会に有害な自由を禁止することによって、もし政府介入がなければ実現しなかったであろう社会に有益な自由を実現するのである。このような政府介入による自由の実現という意味において、高利禁止法は介入的自由主義の政策だったのである。

### 3 自由主義と平等主義

一般に自由と平等あるいは自由主義と平等主義は両立しないとしばしば考えられている。

なぜなら、自由競争のもとでは、各人の努力・能力・運などの違いによって結果として得られる所得が不平等となるからであるに、。たしかにこの意味では自由と平等は両立しない。しかし自由と平等あるいは自由主義と平等主義の別の意味において、両立は可能である。自由競争は結果の平等とは両立しないが機会の平等とは両立可能であり、多くの自由主義者は、平等な自由すなわち機会の平等のもとでの自由競争を支持している。

アダム・スミスの自由貿易の主張は、保護貿易に対する批判だけでなく、東インド会社に代表される特権的貿易会社による独占的自由貿易に対する批判でもあり、すべての人々に自由貿易の平等な機会を与えるという意味において自由の平等または平等な自由の主張であった。

自由主義と平等との関係で歴史的に大きな争点となってきたのは所得の平等とりわけ所得再分配政策に関してである。社会的自由主義が重視する価値理念は平等と社会連帯であり、所得再分配政策による所得の平等化を支持してきた。

では、スミスの自由主義において所得の平等と不平等の問題はどのように扱われているだろうか。この問題を考察する場合に、労働所得内部の不平等と、労働所得と財産所得(不労所得)との不平等を区別することが重要である。スミスは、労働所得内部の不平等について、各人の勤労に比例する賃金の不平等を「有益な不平等」と述べている(中村浩爾編『アダム・スミス「法学講義Aノート」Police編を読む』文理閣、2012年、70頁)。なぜならそのような賃金の不平等は勤労を刺激するからである。

労働所得と財産所得の不平等に関するスミスの見解については、(1)不平等容認論、(2)自然的平等化論、(3)人為的平等化論(所得再分配論)という3つの議論を区別する必要がある。

第1は、不平等容認論である。スミスは『国富論草稿』において、労働しない地主や大商人らが地代・利潤という不労所得を多く受け取る一方で、労働者はわずかな賃金しか受け取っておらず、労働と所得は反比例する、と論じている(水田洋訳『法学講義』岩波文庫、446-447頁)。その上でスミスは、平等な未開社会のもっとも富裕な首長よりも、不平等な文明社会のもっとも貧しい労働者のほうがはるかに多くの消費財を享受している事実を指摘して、文明社会における不平等を擁護している。なぜなら、この不平等のもとで初めて、資本の蓄積と分業の進展による労働生産力の上昇が可能となり、全般的な富裕が実現するからである。

第2は、自然的平等化論である。スミスは、未開社会と文明社会の比較では文明社会の不平等を容認しているが、文明社会の将来は自然的平等化が可能であり、望ましいと考えていた。スミスは、『国富論』で、資本蓄積にともなう賃金率の上昇と利潤率・利子率の下落によって、労働者と資本家の所得格差はしだいに縮小していくと論じている。またスミスは、長子相続法と限嗣相続法が廃止されれば、均分相続によって土地財産がしだいに縮小していき、怠惰な大地主は勤勉な小地主に代わっていくとも予想している。つまりスミスは、政府介入による人為的な所得再分配が行われなくても、資本蓄積および土地の均分

相続を通じて、長期的かつ自然的に所得平等化が進展するであろうと考えるのである。

第3は、人為的平等化論である。スミスは、上述のように、長期的には所得の自然的平等化が進むと予想していたが、それを待つだけでは不十分であり、より短期的に、政府の人為的介入による所得の再分配を通じて不平等を減らすべきであると考えていたように思われる。以下ではその点について考察する。

#### 4 所得再分配政策——公教育と富裕層課税

18世紀の所得再分配制度を代表するのは救貧法であるが、スミスの救貧法に対する扱いは非常に消極的である。彼は、救貧法の一部である定住法を労働力の自由な移動を妨げる制度として批判しているが、救貧法それ自体については何も述べていない。また救貧税についてもわずか1回だけ名前をあげているにすぎない。

スミスにおける所得再分配政策として注目すべきなのは、彼の公教育論と租税論である。現代の福祉国家では、低所得層の子供のための無償または安価な公教育を、累進的所得税や資産所得課税などの富裕層課税によって実施することは、所得再分配政策として広く行われている。スミスはこのような所得再分配政策による公教育の先駆的な提唱者の1人であった。以下ではスミスの公教育論と租税論を所得再分配政策による自由の拡大という観点から検討する。

スミスの自由主義について考察する場合には、スミス自身が自由という用語で語っていることだけでなく、彼が自由という用語を使っていなくても、他の自由主義者たちが自由と呼ぶことがらについてどのように語っているかに注意する必要がある。

スミスは、『国富論』第1編で、分業が労働生産力を高めると主張し、その理由として、分業が、労働者の技能、集中力、機械の発明力などの人間能力を発達させることを指摘している。スミスは自由という用語で表現していないが、人間能力の発達を自由の拡大とみなす積極的自由の理念に照らせば、このスミスの見解は、分業が労働者の自由を拡大することを意味している。

一方、スミスは、『国富論』第5編では分業の否定的な側面について検討し、分業が労働者の「知的、社会的、軍事的な徳」を衰退させると述べている。労働者は「自分の国の重大で広範な利害についてもまったく判断ができない」し、「戦争になっても、彼は自分の国を守ることができないのである」（Ⅲ143-144）。スミスは自由という用語で語っていないが、ここに述べられている分業の弊害は、労働者がいわゆる共和主義的自由すなわち公共的活動へ参加する自由を喪失することを意味している。

そこでスミスは、分業の弊害を緩和するために、国民のほとんど全員に「教育の最も基本的な部分、つまり読み書き、計算」を修得させる学校の設立を提案している。スミスは「幾何学と機械学の初歩」を教えることも提案しているが、その目的は先に述べた労働者の機械発明力を高めることであった。スミスによるこのような初等公教育の提案は、労働者の労働能力と知的・社会的能力を発達させるという意味において、積極的自由の拡大を

意図したものであったといえるであろう。

スミスは、この公教育の費用について、国が「教師の給与の一部を支給し、普通の労働者でも支払えるごく安い謝礼で教育を受けられるようにする」（Ⅲ149）と述べている。では、この費用を最終的に負担するのは誰であろうか。以下ではスミスの租税論を検討する。

スミスは『国富論』第5編で、租税の第1の原則は公平であり、税の負担は「担税力」「収入」「利益」に比例すべきであるという。これら3要因が一致しない場合に、以下で述べるように、スミスはしばしば収入や利益よりも担税力への比例を重視している。

スミスは、収入への課税では、3大収入のうち賃金と利潤には課税せず地代だけに課税すべきであり、また消費財への課税では、生活必需品には課税せず奢侈品だけに課税すべきであると主張している。地代税を支払うのは地主であったし、労働者も奢侈品を消費するとはいえ、収入のより大きな部分を奢侈品に支出していたのも地主などの富裕層であった。したがってこれらの税は、地主などの富裕層に対して収入に比例する以上の重い負担（累進的負担）を課するものであったといえるであろう。

スミスは、家賃税を論ずるときに、富者が収入に比例するよりも多くを支払うべきであると次のように述べている。「家賃税は一般に富者にもっとも重くかかるだろうが、このような不公平ならおそらく非常に不合理なことは何もないだろう。富者がその収入に比例してというだけでなく、いくらかそれ以上に公共の経費に寄与したらよいというのは、著しく不合理なことではないからである。」（Ⅲ249）

またスミスは、道路や橋の使用料は受ける便益に比例すべきであると主張しているが、道路通行税について、富者は受ける便益以上に負担すべきであると次のように述べている。「贅沢な車、たとえば4輪馬車、駅伝馬車にかける通行税を、2輪または4輪の荷馬車などのような生活に欠かせぬ用途の車にかける場合よりも重さの割にいくぶん高くするなら、その国の各地方すべてへの重い財貨の運送費が安くなって、金持ちの怠惰と虚栄をごく無理のないやり方で貧者の救済に役立たせることができるのである。」（Ⅲ57）

以上に述べたスミスの租税論を全体として見るならば、すべての国民に対して収入に比例する税を課するのではなく、とくに地主階級に対して収入に比例する以上に重い累進的な税を課するものであった。そしてそれを財源として実施される初等公教育は、すでに述べたように労働者のさまざまな人間的能力を高めるという意味において自由の拡大に寄与するものであった。それゆえ、スミスの公教育論と租税論は、所得再分配政策に基づいて積極的自由の拡大をめざす社会的自由主義の政策の提唱という意味を持っていたと解することができるのである。